

## 松江市上下水道局建設工事成績評定点通知公表規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、松江市上下水道局建設工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）第 6 条から第 9 条に関する事項について定める。

### (評定点の通知)

第 2 条 評定要領第 6 条及び第 7 条に基づく通知は、工事成績評定通知書（様式第 2 号）による。  
2 前項の通知には、項目別評定点表（様式第 4 号）を添付する。

### (説明請求)

第 3 条 評定要領第 8 条第 1 項に基づく説明請求は、説明請求書（様式第 5 号）による。

### (説明請求に対する回答)

第 4 条 評定要領第 8 条第 2 項に基づく回答の処理は、回答書（様式第 6 号）による。  
2 上下水道部長は、評定要領第 8 条第 2 項に基づく回答をする場合、松江市上下水道局建設工事成績評定評価委員会（以下「評価委員会」という。）に意見を求めることができる。  
3 前項の評価委員会は、別紙 5 に定める規程に基づき設置するものとする。

### (再説明請求)

第 5 条 評定要領第 8 条第 3 項に基づく説明請求は、苦情処理要領に定める再苦情申立書（参考様式）による。

### (再説明請求に対する回答)

第 6 条 評定要領第 8 条第 4 項に基づく回答の処理は、苦情処理要領に定める回答書（様式 1）による。

### (評定点の公表)

第 7 条 評定要領第 9 条に基づく公表は閲覧によることとし、閲覧に供する期間は工事完成年度を含め 2 年度とする。

### (雑則)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は上下水道部長が別に定める。

### 附 則

- この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。
- この要領は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
- この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。**